

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-043改21(説6)
提出年月	令和2年10月15日

島根原子力発電所 2号炉

竜巻影響評価について (コメント回答)

令和2年10月
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません

審査会合における指摘事項

No.	審査会合日	指摘事項の内容	回答頁
40	R2.8.27	1号炉建物を障害物として考慮せず、既設のガードレール等を障害物として設定することについて、1号炉建物があるにも関わらずガードレール等を障害物とするのは不合理であり、これにより不要な保守管理を行うことになる現場作業員の思いがコンプライアンス意識の低下につながる恐れがあることから、ガードレール等を障害物とすることについて見直しを検討すること。	2,3
41	R2.8.27	ガードレール等を障害物として設定する場合、ガードレール等を障害物とすることのメリットも併せて説明すること。	

横滑り対策エリアの変更について

■ 指摘事項（第891回審査会合 令和2年8月27日）

- No.40 1号炉建物を障害物として考慮せず、既設のガードレール等を障害物として設定することについて、1号炉建物があるにも関わらずガードレール等を障害物とするのは不合理であり、これにより不要な保守管理を行うことになる現場作業員の思いがコンプライアンス意識の低下につながる恐れがあることから、ガードレール等を障害物とすることについて見直しを検討すること。
- No.41 ガードレール等を障害物として設定する場合、ガードレール等を障害物とすることのメリットも併せて説明すること。

■ 回答

横滑り対策エリアについて、今回の指摘事項を踏まえ、1号炉建物を障害物として考慮する案2を検討した。

結論として今後の合理的な維持管理が可能となる案1のとおり設定する。設定の考え方及び維持管理の方法を次頁に示す。

横滑り対策エリアの設定

案1

案2

横滑り対策エリアの設定の考え方及び維持管理の方法

■ 横滑り対策エリアの設定の考え方及び維持管理の方法を以下に示す。

	横滑り対策エリアの設定の考え方	維持管理の方法	評価
案 1	<ul style="list-style-type: none"> 障害物として期待するガードレール等については、[] とする。 	<ul style="list-style-type: none"> [] については、[] により定めた点検に合わせ維持管理を実施。 	他条文で維持管理をしている設備であることから合理的な管理が可能である。
案 2	<p>【EL15.0m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉原子炉建物や廃棄物処理建物があるEL15.0mのエリアには1, 2号炉間に横滑り防止に期待できる障害物が存在せず、仮に横滑り防止に期待できる障害物を設置する場合には発電所の運用の支障となることから、既存のガードレール等に期待することは合理的である。 障害物として期待するガードレール等については、[] とする。 <p>【EL8.5m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉は既に廃止措置に入っており、1号炉各建物を障害物として期待できるため、1号炉タービン建物を障害物として考慮する。 なお、EL15.0mのエリアの1号炉原子炉建物には、当面の間、使用済燃料を保管していることを考慮して、EL15.0mのエリアではガードレール等を横滑り防止に期待する障害物としているが、1号炉タービン建物にはそのような物品を保管しない。 EL8.5mのエリアには1号炉海水ポンプ等、運用中の設備の点検のためクレーン車等の作業車両を駐車せることがあるが、1号炉タービン建物を障害物として考慮することで、竜巻発生時に飛散しない作業車両を退避させることなく作業員を避難させることができる。 1号炉で使用していた[] を新たに横滑り防止の障害物とする。 	<ul style="list-style-type: none"> [] については、案 1と同じ。 1号炉で使用していた[] については、横滑りを防止する設備として新たに点検等の維持管理を実施。 1号炉タービン建物及び敷地形状(段差)については、その形状が維持されていることを確認。 	複数の種類の障害物が横滑りを防止する設備となるが維持管理は可能である。しかし、案 1と比べ合理的とはいえない。